

大牟田市公民館無線 LAN サービス(Wi-Fi)利用規約

(目的)

第1条 この規約は、大牟田市公民館条例(昭和48年条例第4号)に定める公民館(以下「公民館」という。)が来館者への学習の機会の提供及びその奨励を図ることを目的として提供する無線によるインターネット接続環境(以下「無線 LAN サービス」という。)の利用について必要な事項を定めるものとする。

(規約の同意)

第2条 無線 LAN サービスを利用するもの(以下「利用者」という。)はあらかじめ本規約の定めに従って無線 LAN サービスを利用することに同意しなければならない。

(サービスの内容)

第3条 公民館は、利用者に対して無線 LAN サービスを提供し、利用者は無線 LAN サービスを利用してインターネットに接続することができる。

2 無線 LAN サービスを利用できる場所及び時間は、別表に定めるとおりとする。ただし、公民館が必要と認めるときは、利用者に事前に通知することなく、利用場所及び利用時間を変更することができる。

3 無線 LAN サービスの利用料は無料とする。

(SSID 及びパスワードの取り扱い)

第4条 公民館は、無線 LAN サービスを利用するための SSID 及びパスワード(以下「パスワード等」という。)を厳重に管理するものとし、「大牟田市公民館無線 LAN サービス利用申請書」を提出した者にのみパスワード等を交付するものとする。

2 利用者は、交付されたパスワード等を厳重に管理するものとし、公民館の許可なく他者に貸与または譲渡してはならない。

3 利用者の責めに帰すべき事由によりパスワード等の管理不十分、使用上の過誤、第三者からの不正アクセス等により発生した損害の責任は利用者が負うものとし、公民館は一切の責任を負わないものとする。

4 公民館は、無線 LAN サービスの運営上パスワード等を変更する必要がある場合、利用者に予告なくパスワード等を変更することができる。

(サービスの利用)

第5条 利用者は、無線 LAN サービスを利用するにあたり、本規約のほか、「不正アクセス行為の禁止に関する法律」(平成11年法律第128号)その他関係法令等を遵守しなければならない。

2 利用者は、無線 LAN サービスを利用するにあたり、必要な端末装置及びソフトウェアを準備するものとする。

3 無線 LAN サービスを利用するための端末等の設定、操作は利用者が行うものとする。

4 利用者が利用する端末装置及び付属機器に供給する電源は、原則として利用者が準備するものとする。

(禁止事項)

第6条 利用者は、無線 LAN サービスを利用して次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他者の著作権その他権利を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為
- (2) 他者の財産及びプライバシーを侵害する行為又は侵害する恐れのある行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他者に不利益及び損害を与える行為又は与える恐れのある行為
- (4) 誹謗中傷をする行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為

- (6) 犯罪行為又はその恐れのある行為
- (7) パスワード等を不正に使用する行為
- (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
- (9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその目的で特定又は不特定多数に大量にメールを送信する行為
- (10) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為
- (11) SNS 等にパスワード等を公開する行為
- (12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反する恐れのある行為又は公民館が不適切であると判断する行為

2 前項に該当する利用者の行為によって、公民館、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合、利用者は無線 LAN サービスの利用後であっても全ての法的責任を負うものとし、公民館は一切の責任を負わないものとする。

(利用資格の停止・取消)

第7条 利用者が次のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく直ちに当該利用者の利用を停止又は取り消すことができるものとする。

- (1) 前条に規定する禁止事項に該当する行為があった場合
- (2) 本利用規約に違反した場合
- (3) その他利用者として公民館が不適切と判断した場合

(運用の停止)

第8条 公民館は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者へ周知することなく無線 LAN サービスの運用を停止することができるものとする。

- (1) 無線 LAN サービスのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 暴動、騒乱、労働争議、自然災害、停電その他の非常事態により、無線 LAN サービスの運用が困難となった場合
- (3) 無線 LAN サービスのシステムに係る障害等が発生した場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公民館が無線 LAN サービスの運用上、一時的な中断が必要と判断した場合

2 無線 LAN サービスの運用の停止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、公民館は一切の責任を負わないものとする。

(免責等)

第9条 公民館は、無線 LAN サービスの内容及び利用者が無線 LAN サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 無線 LAN サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線 LAN サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏えい、電波状況によるサービス利用不能、中断、その他無線 LAN サービスに関連して発生した利用者の損害について、公民館は一切の責任を負わないものとする。

3 無線 LAN サービスの利用において発生した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

- 4 無線 LAN サービスへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとし、端末装置の種類又はソフトウェア等によって、無線 LAN サービスを利用できない場合があっても、公民館は一切の責任を負わないものとする。
- 5 利用者が無線 LAN サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、公民館は一切の責任を負わないものとする。
- 6 公民館は、無線 LAN の適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定の Web サイトへの接続を制限すること等ができるものとする。
- 7 公民館は、利用者の承諾を得ることなく無線 LAN サービスの内容を変更することができる。
(本規約の変更等)

第 10 条 公民館は、利用者の承諾を得ることなく、本規約の変更することができる。

附 則

本規約は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

利用場所	所在地	利用時間
大牟田市中央地区公民館	大牟田市原山町 13 番地 3	開館時間内
大牟田市三川地区公民館	大牟田市上屋敷町 1 丁目 12 番地 3	開館時間内
大牟田市勝立地区公民館	大牟田市新勝立町 4 丁目 1 番地 1	開館時間内
大牟田市吉野地区公民館	大牟田市大字白銀 781 番地 3	開館時間内
大牟田市三池地区公民館	大牟田市大字三池 629 番地 2	開館時間内
大牟田市手鎌地区公民館	大牟田市大字手鎌 1300 番地 42	開館時間内
大牟田市駿馬地区公民館	大牟田市馬込町 1 丁目 20 番地 1	開館時間内